別表二十二付表一　記載要領

1　この表は、法第82条の22第１項（国内最低課税額に係る確定申告）（法第145条の９（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）に規定する申告対象法人が国内最低課税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「(1)」から「(3)」までの各欄の内書には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　法第82条の19第３項（国内最低課税額）の規定の適用がある場合　同項の規定により同項に規定する政令で定める過去対象会計年度における同条第２項に規定する構成会社等に係る国内最低課税額に含むものとされる金額

(2)　法第82条の19第６項の規定の適用がある場合　同項の規定により同項に規定する政令で定める過去対象会計年度における同条第５項に規定する共同支配会社等に係る国内最低課税額に含むものとされる金額

3　「(4)」から「(12)」までの各欄は、法第82条の19第２項第１号イ又は第５項第１号イに掲げる金額がある場合に記載すること。

4　「帰属割合 $\frac{(9)}{(10)}$ (11)」の欄は、法第82条の19第２項第１号イ又は第５項第１号イに規定する政令で定めるところにより計算した割合を記載すること。

5　「(13)」から「(25)」までの各欄は、法第82条の19第２項第１号ロ、第２号イ若しくは第３号イ又は第５項第１号ロ、第２号イ若しくは第３号イに掲げる金額がある場合に記載すること。

6　「過去帰属割合 $\frac{(21)}{(22)}$ (23)」の欄は、法第82条の19第２項第１号ロ又は第５項第１号ロに規定する過去帰属割合を記載すること。

7　「(26)」から「(28)」までの各欄は、法第82条の19第２項第１号ハ、第２号ロ若しくは第３号ロ又は第５項第１号ハ、第２号ロ若しくは第３号ロに掲げる金額がある場合に記載すること。

8　「(29)」から「(36)」までの各欄は、法第82条の19第２項第３号ハ又は第５項第３号ハに掲げる金額がある場合に記載すること。

9　「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額　(29)」の欄は、法第82条の19第２項第３号ハ又は第５項第３号ハに規定する控除した残額を記載すること。

10　「帰属割合 $\frac{(33)}{(34)}$ (35)」の欄は、法第82条の19第２項第３号ハ又は第５項第３号ハに規定する政令で定めるところにより計算した割合を記載すること。

11　共同支配会社等に係る次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　「我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る(9)の合計額　(10)」の欄　令第155条の71第１項第２号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）に掲げる金額

(2)　「(14)の過去対象会計年度において所在地国が我が国であつた全ての構成会社等に係る(21)の合計額　(22)」の欄　令第155条の74第１項第２号（共同支配会社等に係る過去帰属割合）に掲げる金額

(3)　「我が国を所在地国とする全ての構成会社等に係る(33)の合計額　(34)」の欄　令第155条の76第２号（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における共同支配会社等に帰せられる割合）に掲げる金額